平成 16 年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等

高速鉄道事業会計の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

(交通局)

指 摘 事 項	措 置 内 容	措置状況
高市 フ油		
. 需要予測		
4.単価面について		## 空 >>
海岸線は単価(乗車料収入÷乗車人員)が見込みに	海岸線の需要予測見直し時におい	措置済
比べて非常に低いものとなっているが、この原因が明	て、平成14年度の乗客1人当り単価	
確に分析されていなかった。初乗り運賃が200円の路	は135.56円(税抜き129.10円)と	
線の平均単価が 100 円程度の水準である。この点につ	見込んでおり、これは「1 人平均運	
いて,経営管理上,見積単価の積算のどの部分に実際	賃」、「料金改定率」、及び「実収率の	
との乖離が発生する原因があったのかを把握 ,認識し	見込値」を乗じて算出している。	
ておく必要がある。	現在の実際単価との乖離の原因と	
	して、	
	敬老パス・福祉パス利用者数に見	
	合う輸送料に相当する額を一般会	
	計から繰り入れしていないこと	
	乗車料収入を按分する必要がある	
	西神・山手線に乗り換える乗客の割	
	合が多かったこと	
	各種企画乗車券の販売を推進して	
	いること	
	などが実収率を下げ、単価の低下に	
	つながっている。	
	今後、こういった状況を踏まえ経	
	営改善に役立てていきたい。	
. 委託契約		
2.主要委託業務について		
(1)自動改札関係装置等保守業務		
神戸交通振興(株)に対する自動改札関係装置保守	再委託について,文書による了承	措置済
業務委託料の約 74%が再委託先 2 社に支払われてい	手続きを平成 16 年度より行った。	
る。業務委託契約書上では ,外部に再委託する場合は ,		
あらかじめ神戸市交通局の了承を得るものとすると		
されているが,文書の形で正式にこの了承が得られて		
いなかった。		

措置状況

(2)施設設備保守管理業務

神戸交通振興(株)への昇降機施設等管理業務委託 の平成 14 年度の委託料 457,722 千円のうち ,400,105 千円が再委託先に支払われている。業務委託契約書上 では,外部に再委託する場合は,あらかじめ神戸市交 通局の了承を得るものとするとされているが,文書の 形で正式にこの了承が得られていなかった。

なお,再委託費を減らしても,その分は交通局に返 還することになっていることや,神戸交通振興(株)が 当該契約において受け取る事務費は,再委託費,共通 業務費,直営費の合計に一定率を乗じて算出されてい ることから,このような方式で,委託料の金額を抑え るよう動機付けができるかどうかについて疑問があ る。

また,事務費算定の料率の積算根拠が明確でなく, これを定めた覚書等もない。根拠資料の作成が必要で ある。

- . 発生主義による会計処理(諸引当金を含む)
- 1. 退職給与引当金(退職給付引当金)について

現状では退職給与引当金を計上していないが,発生 主義の考え方から計上が必要である。計上方法として は,「職員が将来退職した場合に支給すべき退職給与 金のうち,当年度(当期)に発生した労働の対価に見合 う退職給与金を見積り」, 毎期継続的に引当すること となる。ちなみに,平成15年度末の退職給与引当金 (退職給付引当金)の金額を試算したところ,約61 億円になる。

指摘後、平成 16 年度以降の契約に 関して、書面による正式承認を行っ ている。

交通局と神戸交通振興㈱は、高速 鉄道事業の運営経費の削減について 共通の認識を有しながら当該業務に 取り組んでいる。

当委託業務は専門的知識や経験の 蓄積や効率性の発揮が必要とされる 業務であり、神戸交通振興㈱は各設 備の機能を維持しつつ、保守費の削 減について実績をあげてきた。

平成16年度においても、神戸交通 振興㈱からの提案を受け、設備の使 用頻度や重要度の見直しにより保守 費の削減を行っている。平成17年度 においても、前年度の成果を踏まえ 更なる経費削減に努めているところ である。

指摘後、平成 16 年度からは事務費 割合を覚書等により定めている。

退職給与引当金を計上すること | 措置方針等 は、将来の退職金の支払いについて、 期間損益計算の適正を確保し、また 必要となる資金を留保し支払いに備 えるという意義がある。

交通局では、現在の危機的な状況 を打開するため、「神戸市交通事業の 経営改革プラン《レボリューション 2004》 を策定し、海岸線駅業務の委託拡大 をはじめとする抜本的な経営改革に 措置済

指 摘 事 項	措 置 内 容	措置状況
	取り組んでいるところである。 今後とも「市民の足」としての役割を果たしていくために、まず公営企業として経営が安定的に継続していけるように企業体質を改善する必要があり、引当金相当額の資金留保は困難な状況にあることから、退職給与引当金の計上は適当でないと考える。	
2. 修繕引当金について 修繕引当金の計上は,将来予想される修繕費支出額を一定の基準で,各年度(毎期)に配分する方法で行うが,その基準には過去の修繕費支出額の実績値を採用することが考えられる。例えば「過去3年間の実績平均値・当年度の修繕費額」を修繕引当金として計上する方法で試算すると,平成12年度から14年度の実績平均値は平成15年度の修繕費額を下回っていることから,修繕引当金を計上する必要が生じないが,将来この計算方法により,計上すべき金額が生じた場合には,修繕引当金を計上する必要がある。	今後西神・山手線の施設では老朽 化が進み、海岸線でも施設の機能維 持の必要性があることから、施設更 新までの修繕費について損益上の影 響度を考慮し、平準化が必要である と考えている。 また、経営改革プラン《レボリュ・ション 2004》で抜本的な経営改善に取り組 んでおり、この経営改革を実施し、 経営体質を改善する中で修繕引当金 の計上や内容について検討していく ことが今後の事業運営に必要である と考えている。	措置方針等
. 決算書類及び決算書の表示 1. 決算書類等について 企業会計原則における明瞭性の原則等の観点から, 現状の決算書類の種類及び決算書の表示では,必ずし も説明報告義務を充分果たしえないのではないかと 思われる。「キャッシュフロー計算書(3区分方式)」の 導入,「一時借入金明細書」「資本金明細書」「引当金 明細書」等のより詳細な「附属明細書」の作成,「会 計方針及び表示方法の変更」及び「注記(貸借対照表及 び損益計算書)」が必要である。	キャッシュフロー計算書について は導入している。一時借入金明細書 及び資本金明細書については決算関 係図書にて表示し公開している。 また「会計方針及び表示方法の変 更」については、今後重要な会計方 針の変更などがあった場合に表記す るほか、「注記(貸借対照表及び損益 計算書)」については平成15年度決	措置済

指 摘 事 項	措 置 内 容	措置状況
	算書から「リース取引の処理方法」に関する注記を追加、平成 16 年度から「固定資産の減価償却方法」についてより詳細な表記に変更するなどしており、今後も明瞭性の確保に努める。 なお,例示にある担保,重要なリース資産については該当するものがない。	
2. 平成 13 年度,14 年度の決算書について本来は,「借入資本金のア.企業債」として処理すべきものを誤って企業債前借金として処理したため,資本の部の「5.資本金(2)借入資本金」に,「イ.企業債前借金185百万円」が表示されている。	平成 15 年度決算書より、修正処理 を行い正しく表示した。	措置済
充当固定資産の減価償却方法の特例」を適用しているが、西神・山手線についてはこれを適用していない。 決算書上では、上記の「特例」を適用している旨が注 記として記載されているが、西神・山手線と海岸線で 「特例」の適用状況が異なる旨が明示されておらず、 注記としては不十分であると言える。	平成 16 年度決算書より、より実態に即した注記を図るため以下のとおり注記を改めた(下線部を追加)。 1. 固定資産の減価償却方法 (1) 有形固定資産 原則として定率法によっている。但し,建物(平成10年4月1日以降に取得したもの),線停に取得したものが地下では定額法によってはる。また平成13年4月1日以降に取役産産の減価償却方法の特例)を適用している。 (2) 無形固定資産 定額法によっている。また平成 13年4月1日以降に取得した資産	措置済

七 按 亩 括		
指摘事項	措置内容 措置状	<i>元</i>
	則第9条第3項(補助金等充当固	
	定資産の減価償却方法の特例)を	
	適用している。	
4.特例債元金償還補助金の会計方針の変更について		
従前は貸借対照表の資本剰余金の部の「他会計補	今後、ご指摘にあったような金額 措置済	
助金」で処理していた特例債元金償還補助金につい	的重要性な会計処理の変更等があっ	
て,平成15年1月31日付総務省通知に従い,平成15	た場合、注記することによって明瞭	
年度は損益計算書の3.営業外収益(2)他会計補助金と	性を確保していく。	
して処理している。また,資本剰余金中の既往の特例		
債元金償還補助金相当部分も ,議会の議決を経て取り		
崩すことができるようになったことを受けて、累積欠		
損金への充当処理を行っている。		
このような金額的重要性(多額の影響額)のある会		
計方針の変更については ,明瞭性の原則に基づき注記		
が必要と思われる。 		
. 他会計負担金,他会計補助金,他会計繰入金		
1.他会計負担金について		
・・	 本制度は ,市の福祉施策として高 措置方	針等
者,身体障害者等の輸送を無料で行い,この輸送料相	齢者や障害者の方々等の移動支援	¥1 1J
当額を一般会計から受け入れる敬老・福祉パス繰入金	として実施されているものであり,	
について,海岸線の開業による増額以外では見直しは	超高齢化社会を迎え,市営交通事業	
実質的に行われていない。	の果たすべき役割は大きなものが	
敬老・福祉乗車証の交付枚数の推移から見れば,高	ある。敬老・福祉乗車負担金は,平	
速鉄道事業における当該行政的経費は増加しており、	成 16 年度決算では自動車事業で約	
今後も増加が見込まれる。	41 億円 ,高速鉄道事業で約 1.8 億円	
繰入額の算出根拠を明確にした上 , 敬老 · 福祉乗車	となっている。	
証の交付枚数の推移に合わせて適時に見直すことに	高速鉄道事業については ,昭和 60	
より、行政的経費に対する適正な繰入額を受け入れる	年の新神戸、学園都市間の開業時に	
べきと考えられる。	対象交通機関となった。しかしなが	
	ら,敬老等優待乗車制度検討懇話会	
	報告(平成4年11月)の中で,「本	
	制度は,日常生活における移動支援	
	的要素が濃く,対象としている輸送	
	交通機関は,近距離輸送であるバス	

また,本制度による一般会計から の繰入金は,交通事業会計にとって の大きな財源であり,本制度を長期 的・安定的に維持していくことは, 交通局にとっても必要なことと考え ており,今後も,市の福祉施策の一 翼を担っている公営交通事業者とし て,制度の円滑な実施に協力してい きたい。

あると考えており,特に超高齢化社 会を迎え,本制度の実施をはじめと して,市営交通事業の果たすべき役

割は大きなものがある。

なお,一般会計のおかれた厳しい 財政状況の中で必要な協議は行って いく。

2. 他会計補助金について

他会計補助金の中でも特例債に係る補助が継続的 かつ多額なものになっている。

資産耐用年数に比較して企業債償還期限が短いこ とや,旅客運輸収益の伸び悩み等により,企業債償還 の財源不足が常態化している公営地下鉄事業にとっ て,支払利息の一部について償還繰延を行うとともに 一般会計で負担するという意味で特例債制度が大き く貢献しているのは事実である。しかし ,地方公営企 | のとされており ,また全国一律に適 業法における「経費の負担の原則」により,基本的に

│一般会計からの繰入基準の根拠とな│措置方針等 る、総務省自治財政局長通知におい ては「地方公営企業法等に定める経 営に関する基本原則を堅持しなが ら,地方公営企業の経営の健全化を 促進し、その経営基盤を強化するた め」に公営企業への繰出しを行うも 用されている。

企業債の元金及び利息については,旅客運輸収入等に よって償還する必要があるものである。

総務省通知を根拠とする「緊急避難」的措置として はやむを得ないが,本来,例外的事項であるべき多額 の補助金受入が常態化かつ長期化しているのは異常 な状況と言え,地方公営企業における独立採算制の趣 旨に立ち返り、なお一層の経営努力が必要である。

このうち特例債制度については、 地下鉄建設の財源として必要な企業 債にかかる利子支払が、事業経営上 大きな負担となっていることから、 公営地下鉄事業の経営基盤の安定と 適正な料金水準の維持のため、その 負担を軽減するための制度である。

この度の包括外部監査結果報告書 においても総括意見として記されて いるように,一般会計からの補助金, 負担金は高速鉄道事業の経営健全化 を図るためには不可欠な状況ではあ るが、今後も、さらなる経営の効率 化に努め,経営健全化,経営基盤の 強化を図る。

. 料金収入等

1. 管区における在庫管理事務について

管区では,特別割引普通乗車券の現物を管理し,各 駅に払い出す業務を行っているが,管理簿の払出記録 の日付,払出駅名が空欄となっているものがあった。

これは、現物と管理簿の記載に相違があることを発 見したため、後日その内容を確認した上で補足する予 定で、そのままになっていたことによるものである。

乗車券の受入及び払出時点で 規物と管理簿の照合 を慎重に行った上で記載すること,及び,不明な点が 牛じた場合は直ちにその内容を調査することが必要 である。

2. 販売委託先管理について

カード等の販売委託先からのカードの買取につ いて

定期券,前払式カードの販売,在庫管理等の業務

平成 15 年 10 月 25 日付けの学園 都市駅への払出に係る管理簿の記載 については、内容の確認に手間取り、 ご指摘の状況が生じたが、特別割引 普通乗車券を駅へ送付する時は、複 数人で確認し、月1回管区駅長が再 度確認を行ない記載漏れがないよう にチェックしている。

また今後現物と管理簿の記載に相 違が生じた場合などは、速やかにそ の内容確認をし、責任者に報告し必 要な手続きを経る。

受託販売指定店に販売したカード|措置済

を(社)神戸市交通局公済会(現 神戸交通振興(株)) に委託している。さらに,公済会はカード類の販売 を複数の受託販売指定店に委託しており,指定店へ のカード納品時に売上を計上し,手数料を支払う処 理をしている。

公済会と交通局の精算資料によると,指定店に一 旦販売したカードを買い取っているものがあった。 指定店に一旦販売したカードの買取は、原則として 行わず,指定店の廃業等の場合に例外的に認める方 針であるとのことであるが、このカードの買取にあ たり,特に決裁等は行なっていない。例外的取扱で ある以上,その取扱が合理的であることを示す決裁 等を行なっておくことが必要と考えられる。

カード類の管理簿の記載について

カード類の管理簿の記載が、鉛筆書きで簡単に修 正が可能となっていることや,現物と管理簿の照合 の痕跡はあるが誰が行なったものか分からない等, 管理簿の記載及び管理方法に問題があった。

(社)神戸市交通局公済会のように重要な業務の 委託先に対して,交通局の担当部署は,その業務の 実施状況を適時把握し、カード類の管理簿の記載方 法の不備な点等について,適切な指導を行なうこと が必要である。

. 固定資産 (遊休土地及び投資等を含む。) 及び減価 償却費

2. 開業準備費について

平成 12 年度, 13 年度において海岸線の開業準備費 として計 1,571,049 千円が計上され ,一定の基準によ り固定資産に配分され,結果的には各固定資産の耐用 年数(最長で60年)に亘って費用化されている。

商法上の開業費は,開業の後5年以内に毎決算期に おいて均等額以上の償却をしなければならない、とさ れている。また,地方公営企業法施行令において計上 が認められている繰延勘定の中には開業準備費は含

は、その指定店の廃業等による理由 がない限り払戻(買取)を行ってい ないが、払戻に関する取り決めにつ いて(株)神戸交通振興との委託契約上 で明示し、払戻の必要がある場合に は、(株神戸交通振興(旧公済会)の 申し出に基づき、局内で決裁等必要 な手続きを行った上で処理する。

現在、カード類の在庫管理は、在|措置済 庫管理システムにより行っており、 カード類の販売業務について適時把 握しており、その状況について月一 回カード販売精算と同時に交通局に 報告することとしている。

また交通局としても、必要に応じ て適切な指導・確認を行なっている。

開業準備費は、新路線の開業に当 たり必要となる駅掌業務の事前準備 や、試運転等にかかる費用であり、 資産計上すべきものである。

地方公営企業が商法の適用を受け ないほか、地方公営企業法において 繰延資産として処理すべき費用に、 開業にかかる費用が列挙されていな

措置済

指 摘 事 項	措 置 内 容	措置状況
まれていない。このようなことから判断すると、現在行われている会計処理の妥当性につき疑問がある。 開業準備費の会計処理方法について定めた規程類がなく、現在の会計処理を実施することになった経緯は不明であるが、本来は長期にわたり繰延べられるべきでないと考えられる開業準備費用が繰延べられ、開業以降の償却負担を大きくしている。	いため、開業準備費は繰延勘定から 償却できない。そのため他都市の状 況も踏まえ、固定資産に配分し費用 化している。 しかし現状の会計処理にかかる規 程がないことから,将来、新線建設 等などにより開業準備費が計上され た場合には、総係費等と同様の処理 を行うとする会計処理方法を定めた 局会計規定を整備した。	
3.海岸線の固定資産の変更について 平成 15 年度に海岸線の固定資産計上額の変更を行っている。この主な変更内容は以下のとおりである。 土地 5,665 百万円 6,824 百万円(+1,159 百万円), 建物 35,504 百万円 36,412 百万円(+907 百万円), 機械装置 19,122 百万円 17,510 百万円(1,612 百万円) このような多額の金額変更が,開業時(平成 13 年度)より2年も遅れてなされたことから,固定資産管理体制が不十分であると思われる。	この計上額の変更は、 ・給排水設備を機械装置から建物及び電気ガス供給施設利用権への科目変更 ・誤って他の固定資産に按分されていた土地の測量費,沿線補償費等を,土地取得価額(土地取得に要した費用)への変更追加計上によるものである。 平成15年度より、新しい財務会計システムを導入しており、固定資産管理について十分に留意していく。	措置済
4.建設仮勘定(長期未精算分)について 建設仮勘定の新交通施設建設仮勘定に未精算のま ま残存している22,523千円は,昭和50,51年度に一 部負担を求められて支出した新交通システムポート アイランド線調査設計委託費等である。 これらは本来,建設諸費として,該当する固定資産 に配分し,主体となる直接工事費とともに固定資産計 上すべきものである。しかし,新交通施設の本体工事	平成 16 年度決算時に処理した。	措置済

は交通局以外で施工され既に完成している。そのため,交通局では主体となる工事が存在しないので,費

用処理が必要である。

措 置 内 容	措置状況
ご指摘の須磨区の土地については、地上部の傾斜した地滑り地域であり、トンネル及び坑口保護のため所有している。上部土地の売却は鉄道施設の安全確保の観点から不可能である。またその上部利用については、補助金充当物件であることから制度上の制約があり困難となっている。	措置方針等
兵庫区の土地は換地処分手続寺が 完了後、売却又は有効利用の方法等 について検討し、処分可能な物件に ついては売却していきたい。	
たな卸の手順を示した手続書を 作成し、関係課へ配付のうえ、平成 17年3月末のたな卸を実施した。	措置済
たな卸報告書の様式を修正した。	措置済
平成 15 年度決算において処理した。	措置済
	ご指摘の須磨区の土地については、地上部の傾斜した地滑り地域であり、トンネル及び坑口保護のため所有している。上部土地の売却である。上の安全確保の組入がありまたである。またでの出りであり、一個であるとなっていまり、一個であり、一個であり、一個であり、一個であり、一個では一個では、一個では、一個では一個であり、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では